

秋葉区キャラクター「さつきちゃん」「ゆうたくん」イラスト使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋葉区キャラクター「さつきちゃん」「ゆうたくん」イラスト（以下「さつきちゃん等イラスト」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 さつきちゃん等イラストを使用しようとする者は、あらかじめ、さつきちゃん等イラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、新潟市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 新潟市内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新潟市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 新潟市内の自治会・町内会等の住民組織が、地域への奉仕活動若しくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (5) 個人的又は家庭内、或いはこれに準ずる限られた範囲内において、第3条の規定に抵触せず使用するとき。
- (6) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、さつきちゃん等イラストの使用を承認するものとする。

- (1) 新潟市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、市長がさつきちゃん等イラストの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、さつきちゃん等イラスト使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 さつきちゃん等イラストを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には「© 新潟市」との表記を付すること。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 さつきちゃん等イラストの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、さつきちゃん等イラスト使用承認変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、さつきちゃん等イラスト使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、さつきちゃん等イラストの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該さつきちゃん等イラストの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、さつきちゃん等イラスト使用承認取消書（様式第4号）をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、さつきちゃん等イラストの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 さつきちゃん等イラストの使用承認を受けた者が、さつきちゃん等イラストの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、さつきちゃん等イラストの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月20日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。